

第 28 号議案

長崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 次条及び第 5 条に定めるもののほか、法第 34 条の 16 第 1 項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、府令第 21 条第 1 号及び第 5 号中「及び便所」とあるのは「、医務室及び便所」と、府令第 25 条第 1 号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは「長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 40 号）」と、同条第 2 号中「認定こども園法第 3 条第 2 項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは「長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 43 号）」と、同条第 3 号中「幼保連携型認定こど

も園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」とあるのは「長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第42号）」と、同条第4号中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）」とあるのは「長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年長崎市条例第45号）」とする。

（暴力団員等の排除）

第4条 乳児等通園支援事業者（その者が法人であるときは、その役員）及び乳児等通園支援事業所の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 乳児等通園支援事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

（保護者への説明）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者に対し、当該乳児等通園支援事業者の支援方針について説明しなければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるので、この条例案を提出する。

第 29 号議案

長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の項を削る。

第 2 条 長崎市附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項に次のように加える。

	長崎市中央卸売市場あり方検討委員会	長崎市中央卸売市場の将来のあり方に関する必要な事項の調査審議に関すること。
--	-------------------	---------------------------------------

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 6 月 4 日から、第 2 条の規定は同年 8 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を長崎市総合計画に統合することに伴い、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項を長崎市総合計画審議会において調査審議するため、長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を廃止したい。

- 2 長崎市中央卸売市場の将来のあり方に関する必要な事項を調査審議するため、長崎市中央卸売市場あり方検討委員会を設置したい。

第 3 0 号議案

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 2 7 年長崎市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

(長崎市都市計画税条例及び長崎市宿泊税条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

- (1) 長崎市都市計画税条例(昭和 3 2 年長崎市条例第 4 号)附則第 4 項第 1 号
- (2) 長崎市宿泊税条例(令和 4 年長崎市条例第 3 号)第 8 条第 1 項第 1 号

(長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年長崎市条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

第 3 1 号議案

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 9 年長崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、市長が別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 5 条第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 7 条を第 1 9 条とする。

第 1 6 条中「第 1 4 条」を「第 1 6 条」に改め、同条を第 1 8 条とし、第 1 5 条を第 1 7 条とし、同条の前に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 1 5 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第6条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長が定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、育児のための所定外労働の制限の対象となる子の範囲が拡大されたこと及び仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等

の措置が義務付けられたことに伴い、本市の一般職の職員についても同様の措置を講じたいので、この条例案を提出する。

第 3 2 号議案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「次項の規定の適用を受ける」を「次項各号に掲げる」に改め、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員にあっては、3 号給）」を削り、同条第 5 項中「5 5 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、5 7 歳）に達した職員に関するその達した日後の最初の 4 月 1 日以降における」を「次の各号に掲げる職員の」に、「同項に」を「当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に」に改め、「勤務成績が」の次に「極めて良好又は」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 5 5 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、5 7 歳）に達した日後の最初の 4 月 1 日以降に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に定める職員

第 8 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 1 項ただし書中「次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号まで」を「次項第 2 号から第 5 号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第 3 項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「

行 9 級職員等」という。)」を削り、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行 8 級職員等」という。）」及び「、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 9 条の 2 第 1 項中「（以下「地域手当支給地域」という。）」を削り、同条第 2 項中「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合」を「100 分の 20 を超えない範囲内で市長が別に定める割合」に改め、同項各号を削り、同条第 3 項を削る。

第 9 条の 4 第 1 項第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 10 条第 1 項第 1 号中「道路（以下この項及び次項）」を「道路（以下この項から第 3 項まで）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に

当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「第1項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に改める。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第 18 条第 2 項中「から第 9 条まで、第 9 条の 3 及び第 9 条の 4」を
「、第 8 条及び第 9 条の 3」に改める。

第 18 条の 6 中「、扶養手当」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300	円 458,300	円 510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		

18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		

42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			

66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						

90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							

	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額								
		192,000円	219,500円	260,000円	279,700円	294,900円	320,600円	362,700円	396,200円	448,000円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表(1)を次のように改める。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 再任用 前短 時勤 務員 以外 の職 員	1	291,400 ^円	400,300 ^円	455,100 ^円	549,800 ^円
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	588,500
	12	324,400	423,500	474,900	590,800
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	

27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	
49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	
52	400,900	475,500	530,300	
53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900	
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	

58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800	549,300	
75		488,200	550,200	
76		488,700	551,100	
77		489,200	551,900	
78		489,800	552,800	
79		490,400	553,700	
80		490,800	554,600	
81		491,300	555,400	
82		491,900	556,300	
83		492,500	557,200	
84		493,000	558,100	
85		493,500	558,900	
86			559,800	
87			560,700	
88			561,600	

	89			562,400	
	90			563,300	
	91			564,200	
	92			565,100	
	93			565,900	
	94			566,800	
	95			567,700	
	96			568,600	
	97			569,400	
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700 円	344,400 円	399,500 円	473,300 円

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。

別表第2 医療職給料表(3)を次のように改める。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 207,700	円 240,600	円 281,800	円 295,200	円 319,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300

27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100

58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	

89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600		
111	297,800	328,800	363,100		
112	298,100	329,100	363,500		
113	298,400	329,400	363,900		
114	298,600	329,800	364,300		
115	298,900	330,100	364,800		
116	299,100	330,400	365,300		
117	299,400	330,600	365,700		
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		

120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			
125	301,800	332,700			
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500			
149	308,800	340,800			
150	309,000	341,200			

	151	309,300	341,600			
	152	309,600	342,000			
	153	310,000	342,300			
	154	310,200				
	155	310,400				
	156	310,700				
	157	311,000				
	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		239,700 円	260,200 円	267,500 円	277,900 円	294,300 円

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護教諭及び准看護師で市長が定めるものに適用する。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地域手当」を「通勤手当」に改める。

第3条の2を次のように改める。

(通勤手当)

第3条の2 通勤手当は、副市長に支給する。

2 通勤手当の月額については、一般職の職員の例による。

第4条第3項中「これに対する地域手当の月額の合計額に、その合計額」を「その月額」に、「を加算した額」を「の合計額」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与等に関する条例(昭和28年長崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地域手当」を「通勤手当」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 通勤手当の月額については、一般職の職員の例による。

第2条第7項中「地域手当」を「通勤手当」に改める。

(長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年長崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の3第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条の2第2項中「前項の規定による」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による」に改める。

第12条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第15条の2を削る。

第20条第1項中「、第6条の3」を削る。

第20条の2中「、第12条第2項及び第15条」を「及び第12条第2項」に改める。

（単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当」を削る。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

第5条の3第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条の5第1項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「前項の規定による」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による」に改める。

第16条第1項中「、第5条の3」を削る。

（長崎市監査委員条例の一部改正）

第6条 長崎市監査委員条例（昭和39年長崎市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、地域手当」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げ、同条第8項中「、地域手当」を削り、同項を同条第7項とする。

（長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第7条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和41年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地域手当」を「通勤手当」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 通勤手当の月額については、一般職の職員の例による。

第2条第7項中「地域手当」を「通勤手当」に改める。

(長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 8 条 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 3 年長崎市条例第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、地域手当」を削る。

第 3 条第 1 項中「、地域手当」を削り、同条ただし書中「、扶養手当及び住居手当」を「及び扶養手当」に改める。

(長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 9 条 長崎市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年長崎市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の表第 1 4 条第 4 項の項を削り、同表第 1 4 条第 5 項の項中「育児休業条例」を「長崎市職員の育児休業等に関する条例」に改める。

第 2 0 条の表第 1 4 条第 4 項の項を削り、同表第 1 4 条第 5 項の項中「育児休業条例」を「長崎市職員の育児休業等に関する条例」に改め、同表第 1 8 条第 2 項の項中「第 9 条の 2 第 4 項、第 9 条の 3、第 9 条の 4 及び第 1 0 条の 2」を「第 9 条の 3 及び第 9 条の 4」に改める。

第 1 0 条 長崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の表第 1 8 条第 2 項の項中「から第 9 条まで、第 9 条の 3 及び第 9 条の 4」を「、第 8 条及び第 9 条の 3」に、「第 8 条、第 9 条」を「第 8 条」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 1 1 条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 2 1 年長崎市条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「、第 3 項」を「及び前項」に改

め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第9条まで、」を「第8条まで及び」に改め、「及び第18条の5」を削り、同条第2項中「第2条、」を削り、「及び第18条の2第2項」を「、第18条の2第2項及び第18条の5第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第18条の5第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項を削る。

第10条第1項中「から第9条まで」を「、第8条」に、「、第10条の2」を「及び第10条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるの

「(5) 重度心身障害者

は

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500を含む。)」

0円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 前項の規定は、第4条の規定による改正後の長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の上下水道局企業職員の給与条例」という。)第6条の規定の適用について準用する。この場合において、同項中「第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。)第8条」とあるのは「改正後の上下水道局企業職員の給与条例第6条」

と、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に」とあるのは「管理者が」と、「と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」と」とあるのは「と」とする。

(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

6 次に掲げる者には、切替日から令和9年3月31日までの間、地域手当を支給する。

- (1) 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条に規定する職員
- (2) 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する学校職員
- (3) 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者

7 前項の規定により支給する地域手当の月額、同項第1号及び第2号に掲げる者にあつては市長が別に定める額とし、同項第3号に掲げる者にあつては給料の月額に次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	100分の2
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	100分の1

(単身赴任手当に関する経過措置)

8 改正後の一般職の職員給与条例第10条の2第3項の規定、改正後の上下水道局企業職員の給与条例第7条の2第2項の規定及び第5条の規定による改正後の単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及

び基準に関する条例第 5 条の 5 第 2 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(令和 8 年 1 2 月までに支給する期末手当に関する経過措置)

9 切替日から令和 8 年 1 2 月までに支給する期末手当に係る第 2 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)第 4 条第 3 項の規定の適用については、同項中「その月額」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和 年長崎市条例第 号)附則第 6 項の規定により支給する地域手当の月額の合計額に、その合計額」とする。

10 前項の規定は、第 3 条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例第 2 条第 4 項の規定、第 6 条の規定による改正後の長崎市監査委員条例第 9 条第 4 項の規定及び第 7 条の規定による改正後の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例第 2 条第 4 項の規定において改正後の市長等給与条例第 4 条第 3 項を準用する場合について準用する。

(委任)

11 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

12 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成 13 年長崎市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

附則別表（附則第 2 項関係）

号 給 の 切 替 表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1	1	1
1 1	7	3	3	1	1	1	1
1 2	8	4	4	1	1	1	1
1 3	9	5	5	1	1	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1	1	1
1 5	1 1	7	7	3	1	1	1
1 6	1 2	8	8	4	1	1	1
1 7	1 3	9	9	5	1	1	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2	1	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3	1	2
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4	1	2
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5	1	2
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1	2
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1	3
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2	3

2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2	3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2	3
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2	4
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3	4
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3	4
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3	4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3	5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3	5
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3	5
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4	5
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4	6
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4	6
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4	6
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4	6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4	6
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4	7
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4	7
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5	
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5	
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5	
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5	
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0		
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1		
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2		
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3		
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4		
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5		
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6		
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7		
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8		
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9		

5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0		
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1		
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2		
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3		
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4		
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5		
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0			
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1			
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2			
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3			
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4			
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5			
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6			
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7			
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8			
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9			
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0			
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1			
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2			
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3			
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4			
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5			
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6			
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7			
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8			
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9			
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0			
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1			
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2			
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3			
8 6	8 2	7 8	7 8				

8 7	8 3	7 9	7 9				
8 8	8 4	8 0	8 0				
8 9	8 5	8 1	8 1				
9 0	8 6	8 2	8 2				
9 1	8 7	8 3	8 3				
9 2	8 8	8 4	8 4				
9 3	8 9	8 5	8 5				
9 4	9 0						
9 5	9 1						
9 6	9 2						
9 7	9 3						
9 8	9 4						
9 9	9 5						
1 0 0	9 6						
1 0 1	9 7						
1 0 2	9 8						
1 0 3	9 9						
1 0 4	1 0 0						
1 0 5	1 0 1						
1 0 6	1 0 2						
1 0 7	1 0 3						
1 0 8	1 0 4						
1 0 9	1 0 5						
1 1 0	1 0 6						
1 1 1	1 0 7						
1 1 2	1 0 8						
1 1 3	1 0 9						

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
1 0	1	1	1
1 1	1	1	1
1 2	1	1	1
1 3	1	1	1
1 4	2	1	1
1 5	3	1	1
1 6	4	1	1
1 7	5	1	1
1 8	6	2	1
1 9	7	3	1
2 0	8	4	1
2 1	9	5	1
2 2	1 0	6	1
2 3	1 1	7	1
2 4	1 2	8	1
2 5	1 3	9	1
2 6	1 4	1 0	1
2 7	1 5	1 1	1

2 8	1 6	1 2	1
2 9	1 7	1 3	1
3 0	1 8	1 4	1
3 1	1 9	1 5	1
3 2	2 0	1 6	1
3 3	2 1	1 7	1
3 4	2 2	1 8	1
3 5	2 3	1 9	1
3 6	2 4	2 0	1
3 7	2 5	2 1	1
3 8	2 6	2 2	2
3 9	2 7	2 3	2
4 0	2 8	2 4	2
4 1	2 9	2 5	2
4 2	3 0	2 6	3
4 3	3 1	2 7	3
4 4	3 2	2 8	3
4 5	3 3	2 9	3
4 6	3 4	3 0	4
4 7	3 5	3 1	4
4 8	3 6	3 2	4
4 9	3 7	3 3	4
5 0	3 8	3 4	4
5 1	3 9	3 5	5
5 2	4 0	3 6	5
5 3	4 1	3 7	5
5 4	4 2	3 8	5
5 5	4 3	3 9	5
5 6	4 4	4 0	6
5 7	4 5	4 1	6
5 8	4 6	4 2	6

5 9	4 7	4 3	6
6 0	4 8	4 4	6
6 1	4 9	4 5	7
6 2	5 0	4 6	7
6 3	5 1	4 7	7
6 4	5 2	4 8	7
6 5	5 3	4 9	8
6 6	5 4	5 0	8
6 7	5 5	5 1	8
6 8	5 6	5 2	9
6 9	5 7	5 3	9
7 0	5 8	5 4	9
7 1	5 9	5 5	1 0
7 2	6 0	5 6	1 0
7 3	6 1	5 7	1 1
7 4	6 2	5 8	1 1
7 5	6 3	5 9	1 1
7 6	6 4	6 0	1 2
7 7	6 5	6 1	1 2
7 8	6 6	6 2	
7 9	6 7	6 3	
8 0	6 8	6 4	
8 1	6 9	6 5	
8 2	7 0	6 6	
8 3	7 1	6 7	
8 4	7 2	6 8	
8 5	7 3	6 9	
8 6	7 4	7 0	
8 7	7 5	7 1	
8 8	7 6	7 2	
8 9	7 7	7 3	

9 0	7 8	7 4	
9 1	7 9	7 5	
9 2	8 0	7 6	
9 3	8 1	7 7	
9 4	8 2	7 8	
9 5	8 3	7 9	
9 6	8 4	8 0	
9 7	8 5	8 1	
9 8		8 2	
9 9		8 3	
1 0 0		8 4	
1 0 1		8 5	
1 0 2		8 6	
1 0 3		8 7	
1 0 4		8 8	
1 0 5		8 9	
1 0 6		9 0	
1 0 7		9 1	
1 0 8		9 2	
1 0 9		9 3	
1 1 0		9 4	
1 1 1		9 5	
1 1 2		9 6	
1 1 3		9 7	

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
1 0	6	6	2
1 1	7	7	3
1 2	8	8	4
1 3	9	9	5
1 4	1 0	1 0	6
1 5	1 1	1 1	7
1 6	1 2	1 2	8
1 7	1 3	1 3	9
1 8	1 4	1 4	1 0
1 9	1 5	1 5	1 1
2 0	1 6	1 6	1 2
2 1	1 7	1 7	1 3
2 2	1 8	1 8	1 4
2 3	1 9	1 9	1 5
2 4	2 0	2 0	1 6
2 5	2 1	2 1	1 7
2 6	2 2	2 2	1 8
2 7	2 3	2 3	1 9

2 8	2 4	2 4	2 0
2 9	2 5	2 5	2 1
3 0	2 6	2 6	2 2
3 1	2 7	2 7	2 3
3 2	2 8	2 8	2 4
3 3	2 9	2 9	2 5
3 4	3 0	3 0	2 6
3 5	3 1	3 1	2 7
3 6	3 2	3 2	2 8
3 7	3 3	3 3	2 9
3 8	3 4	3 4	3 0
3 9	3 5	3 5	3 1
4 0	3 6	3 6	3 2
4 1	3 7	3 7	3 3
4 2	3 8	3 8	3 4
4 3	3 9	3 9	3 5
4 4	4 0	4 0	3 6
4 5	4 1	4 1	3 7
4 6	4 2	4 2	3 8
4 7	4 3	4 3	3 9
4 8	4 4	4 4	4 0
4 9	4 5	4 5	4 1
5 0	4 6	4 6	4 2
5 1	4 7	4 7	4 3
5 2	4 8	4 8	4 4
5 3	4 9	4 9	4 5
5 4	5 0	5 0	4 6
5 5	5 1	5 1	4 7
5 6	5 2	5 2	4 8
5 7	5 3	5 3	4 9
5 8	5 4	5 4	5 0

5 9	5 5	5 5	5 1
6 0	5 6	5 6	5 2
6 1	5 7	5 7	5 3
6 2	5 8	5 8	5 4
6 3	5 9	5 9	5 5
6 4	6 0	6 0	5 6
6 5	6 1	6 1	5 7
6 6	6 2	6 2	5 8
6 7	6 3	6 3	5 9
6 8	6 4	6 4	6 0
6 9	6 5	6 5	6 1
7 0	6 6	6 6	6 2
7 1	6 7	6 7	6 3
7 2	6 8	6 8	6 4
7 3	6 9	6 9	6 5
7 4	7 0	7 0	6 6
7 5	7 1	7 1	6 7
7 6	7 2	7 2	6 8
7 7	7 3	7 3	6 9
7 8	7 4	7 4	7 0
7 9	7 5	7 5	7 1
8 0	7 6	7 6	7 2
8 1	7 7	7 7	7 3
8 2	7 8	7 8	7 4
8 3	7 9	7 9	7 5
8 4	8 0	8 0	7 6
8 5	8 1	8 1	7 7
8 6	8 2	8 2	7 8
8 7	8 3	8 3	7 9
8 8	8 4	8 4	8 0
8 9	8 5	8 5	8 1

9 0	8 6	8 6	8 2
9 1	8 7	8 7	8 3
9 2	8 8	8 8	8 4
9 3	8 9	8 9	8 5
9 4	9 0	9 0	
9 5	9 1	9 1	
9 6	9 2	9 2	
9 7	9 3	9 3	
9 8	9 4	9 4	
9 9	9 5	9 5	
1 0 0	9 6	9 6	
1 0 1	9 7	9 7	
1 0 2	9 8	9 8	
1 0 3	9 9	9 9	
1 0 4	1 0 0	1 0 0	
1 0 5	1 0 1	1 0 1	
1 0 6	1 0 2	1 0 2	
1 0 7	1 0 3	1 0 3	
1 0 8	1 0 4	1 0 4	
1 0 9	1 0 5	1 0 5	
1 1 0	1 0 6	1 0 6	
1 1 1	1 0 7	1 0 7	
1 1 2	1 0 8	1 0 8	
1 1 3	1 0 9	1 0 9	
1 1 4	1 1 0		
1 1 5	1 1 1		
1 1 6	1 1 2		
1 1 7	1 1 3		
1 1 8	1 1 4		
1 1 9	1 1 5		
1 2 0	1 1 6		

1 2 1	1 1 7		
1 2 2	1 1 8		
1 2 3	1 1 9		
1 2 4	1 2 0		
1 2 5	1 2 1		

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

国家公務員の給与制度の総合的見直し等を勘案して、次に掲げる措置を講じたいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

- 1 本市の一般職の職員の給料月額、扶養手当の額及び通勤手当の上限額の改定並びに地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の支給対象等の見直し
- 2 特定任期付職員の業績手当の廃止及び勤勉手当の支給
- 3 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の地域手当の廃止並びに副市長、教育長及び上下水道事業管理者の通勤手当の支給

第 3 3 号議案

長崎市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎市職員等の旅費に関する条例（昭和 2 9 年長崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「勤務場所」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第 3 号中「職員が」の次に「退職し、又は」を、「その」の次に「職員又はその」を加え、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 4 号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしない」を「婚姻の届出をしていない」に、「同様な」を「同様の」に、「主として職員の収入によって生計を維持している者」を「職員と生計を一にするもの」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の市長が別に定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第 3 条に次の 5 項を加える。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
 - 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市長が別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が別に定めるものを旅費として支給することができる。
 - 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市長が別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が別に定める金額を旅費として支給することができる。
 - 6 第1項、第2項及び第4項に規定する場合において、市が旅行役務

提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条を次のように改める。

(旅行命令)

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのもので、次条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第6条を削り、第5条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第7条から第18条までを次のように改める。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長及び副市長（以下「市長等」という。）に限

る。)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、

第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は、最下級(市長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第 1 2 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第 1 に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第 1 3 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 1 4 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第 2 に定める 1 夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、第 1 2 条の規定により支給される宿泊費又は前条の規定により支給される包括宿泊費について、市長が別に定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。

（転居費）

第 1 5 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 1 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市長が別に定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第 1 6 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、

その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の額の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(旅費の支給額の上限)

第18条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に

係る旅費の支給額は、当該各種目について第12条、第13条、第15条、第16条及び前条第1項並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第21条を削り、第20条を第21条とする。

第19条中「鉄道賃、船賃及び車賃」を「当該経路に係る鉄道賃、船賃及びその他の交通費」に改め、同条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

(旅費の請求手続)

第19条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出をする者（以下「支出命令者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 支出命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者は、その支出した概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、市長が別に定める。

第22条を次のように改める。

（旅費の調整）

第22条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費

を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長が必要と認める旅費を支給することができる。

第24条及び第25条を次のように改める。

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第25条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が別に定めるものとする。

第26条及び第27条を削り、第28条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支出命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費

の支給を受けた場合には、支出命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が別に定める。

第29条を第28条とする。

附則第11項を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

旅費額

区 分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	市長又は副市長	職務の級が行政職給料表9級以下、医療職給料表(1)4級以下又は医療職給料表(3)5級以下の職員
北 海 道	円 18,000	円 13,000
青 森 県	15,000	11,000
岩 手 県	13,000	9,000
宮 城 県	14,000	10,000
秋 田 県	15,000	11,000
山 形 県	14,000	10,000
福 島 県	11,000	8,000
茨 城 県	15,000	11,000
栃 木 県	14,000	10,000
群 馬 県	14,000	10,000
埼 玉 県	27,000	19,000
千 葉 県	24,000	17,000
東 京 都	27,000	19,000
神 奈 川 県	22,000	16,000
新 潟 県	22,000	16,000
富 山 県	15,000	11,000

石川 県	13,000	9,000
福井 県	14,000	10,000
山梨 県	17,000	12,000
長野 県	15,000	11,000
岐阜 県	18,000	13,000
静岡 県	13,000	9,000
愛知 県	15,000	11,000
三重 県	13,000	9,000
滋賀 県	15,000	11,000
京都 府	27,000	19,000
大阪 府	18,000	13,000
兵庫 県	17,000	12,000
奈良 県	15,000	11,000
和歌山 県	15,000	11,000
鳥取 県	11,000	8,000
島根 県	13,000	9,000
岡山 県	14,000	10,000
広島 県	18,000	13,000
山口 県	11,000	8,000
徳島 県	14,000	10,000
香川 県	21,000	15,000
愛媛 県	14,000	10,000
高知 県	15,000	11,000
福岡 県	25,000	18,000

佐 賀 県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
長 崎 県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
熊 本 県	2 0, 0 0 0	1 4, 0 0 0
大 分 県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0
宮 崎 県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
鹿 児 島 県	1 7, 0 0 0	1 2, 0 0 0
沖 縄 県	1 5, 0 0 0	1 1, 0 0 0

別表第 2（第 1 4 条関係）

区 分	宿泊手当（1 夜につき）
全ての地	2, 4 0 0 円

(長崎市実費弁償条例の一部改正)

第2条 長崎市実費弁償条例(昭和23年長崎市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(実費の算出)

第2条 実費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額により弁償する。

(1) 旅費 長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額

(2) 出頭又は参加のため特に要した費用 その費用の額に相当する額
第3条第1項中「(昭和29年長崎市条例第29号)」を削る。

(長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年長崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別表に定める」を「長崎市職員等の旅費に関する条例(昭和29年長崎市条例第29号)の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する」に改める。

第5条中「(昭和29年長崎市条例第29号)」を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の長崎市職員等の旅費に関する条例(以下

「改正後の旅費条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の旅費条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の長崎市職員等の旅費に関する条例第3条の規定により旅費を支給することとした旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同条の規定により旅費を支給することとされ、かつ、施行日以後に同号に規定する旅行命令権者が当該旅行の変更をする場合については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の長崎市実費弁償条例(以下「改正後の実費弁償条例」という。)第2条の規定及び第3条の規定による改正後の長崎市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の消防団員の報酬等条例」という。)第4条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定は、改正後の実費弁償条例第3条第1項の規定において改正後の旅費条例を準用する場合及び改正後の消防団員の報酬等条例第5条の規定において改正後の旅費条例の規定に準じて支給する場合について準用する。

5 改正後の旅費条例第27条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(委任)

6 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

国家公務員の旅費制度に準じて、本市の職員の旅費等に係る制度を見直したいので、この条例案を提出する。

第 3 4 号議案

長崎市税条例の一部を改正する条例

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 6 1 条第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 1 条の 2 第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前 2 項」を「第 2 項又は第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により前年度において種別割の減免を受けた者が、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。

第 1 0 4 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 0 4 条の 9 第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市税条例第 6 1 条の 2 の規定は、令和 7 年度以後の年度

分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 身体障害者等に対する軽自動車税の種別割に係る減免の申請手続の簡略化を図りたい。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要がある。

第 3 5 号議案

長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

長崎市立中学校条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立桜馬場中学校の項を次のように改める。

長崎市立桜馬場中学校	長崎市桜馬場 2 丁目 2 番 1 号
分教室	長崎市魚の町 5 番 1 号

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

不登校生徒の多様な教育機会を確保するための学びの場として、桜馬場中学校に分教室を設置したいので、この条例案を提出する。

第 3 6 号議案

長崎市立保育所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

長崎市立保育所条例の一部を改正する条例（令和 2 年長崎市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和 7 年 4 月 1 日」を「令和 8 年 4 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市立緑ヶ丘保育所及び長崎市立仁田保育所の運営を民間移譲する日を延期することに伴い、両保育所を廃止する日を変更する必要があるので、この条例案を提出する。

第 3 7 号議案

長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

長崎市都市公園条例（昭和 3 4 年長崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 第 5 項中「前 3 項」を「前 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4 政令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、政令第 6 条第 6 項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 1 0 0 分の 1 0 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第 3 0 条を第 3 8 条とし、同条の前に次の 8 条を加える。

（設置等予定者の選定に係る委員会）

第 3 0 条 次に掲げる事項を調査審議するため、公募対象公園施設を設けようとする都市公園（以下「公募施設公園」という。）ごとに、設置等予定者の選定に係る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する評価の基準
- (2) 法第 5 条の 4 第 3 項の規定による設置等予定者の選定に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、複数の公募施設公園をまとめて調査審議することが適当と市長が認めるときは、当該複数の公募施設公園について 1 つの委員会を置くことができる。

（組織）

第 3 1 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、公募施設公園の特性に応じ、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、委員のうち 2 人以上は、第 1 号に掲げる者としなければならない。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 経営又は財務に関する専門的知識を有する者
- (3) 公募施設公園を利用する者
- (4) 観光関係団体を代表する者
- (5) スポーツ関係団体を代表する者

(任期)

第 3 2 条 委員の任期は、委嘱の日から法第 5 条の 4 第 3 項の規定により設置等予定者を選定する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 2 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前 2 項に定める任期中であっても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

(委員長)

第 3 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 3 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができな

い。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特定の案件につき特別な利害関係を有する委員は、当該案件に係る議決に参加することができない。

(関係人の出席)

第35条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第36条 委員長は、審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第37条 委員会の庶務は、土木部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(長崎市公園条例の一部改正)

2 長崎市公園条例(平成16年長崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第6条中「ついては」の次に「、都市公園法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設に係るものを除き」を加える。

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

公募設置管理制度を導入することに伴い、公募対象公園施設の建ぺい率の上限を定めたいのと、同施設の設置等予定者の選定に係る委員会を設置したいので、この条例案を提出する。

第 3 8 号議案

長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例

長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成
4 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 新戸町地区整備計画区域の項を削る。

別表第 2 新戸町地区整備計画区域の項を削る。

別表第 5 新戸町地区整備計画区域の項を削る。

別表第 6 新戸町地区整備計画区域の項を削る。

別表第 9 新戸町地区整備計画区域の項を削る。

別表第 1 0 新戸町地区整備計画区域の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

新戸町地区計画を廃止することに伴い、当該地区整備計画区域内におけ
る建築物に係る制限を廃止する必要があるので、この条例案を提出する。

第 3 9 号議案

長崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年長崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 2 号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 3 号中「による専門学校」の次に「（以下「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第 8 号中「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有するもの（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第 1 0 号とし、同項第 7 号中「若しくは第 2 号に規定する課程及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「から第 6 号まで」に改め、「又は学科目」

を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第10条第2項第4号中「による中等学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第10条第2項に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び

第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第2項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）にあつては5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第11条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管

理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したいので、この条例案を提出する。

第 4 0 号議案

長崎市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

長崎市消防団員退職報償金条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

階 級	勤 務 年 数						
	5 年以上 1 0 年未 満	1 0 年以 上 1 5 年 未満	1 5 年以 上 2 0 年 未満	2 0 年以 上 2 5 年 未満	2 5 年以 上 3 0 年 未満	3 0 年以 上 3 5 年 未満	3 5 年以 上
団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市消防団員退職報償金条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団員の退職報償金に係る勤務年数の区分が追加されたことに伴い、本市の消防団員についても同様の措置を講じたいので、この条例案を提出する。

第 4 1 号議案

過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、長崎市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

伊王島灯台記念館施設整備事業を追加することに伴い、長崎市過疎地域持続的発展計画を変更したいが、この変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙」

長崎市過疎地域持続的発展計画（令和3年9月10日議決）の一部を次のように変更する。

1 1 地域文化の振興等【伊王島地区】(2)その対策ア中「図る」の次に「とともに、施設の維持管理、保存に必要な整備を行う」を加え、同【伊王島地区】(3)計画の表中

「

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			

を

「

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興施 設	伊王島灯台記念館施設整備事 業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			

に

改める。

「参 照」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第 8 条第 1 項 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

第 8 条第 1 0 項 第 1 項及び前 3 項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

第 4 2 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

形上辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいが、この総合整備計画を定めるに当たっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	形上辺地
辺地の人口	60人
辺地の面積	4.02km ²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市琴海形上町

(2) 地域の中心の位置

長崎市琴海形上町2737番地2

(3) 辺地度点数

115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

道路改良（市道形上岳線）

本線は、形上地区と隣接する西海市を結ぶ重要な生活道路であるとともに、農業等の産業振興に寄与する路線であるが、幅員が3～4mと狭く、カーブも多いため見通しが悪く離合にも大変危険な状況であることから、拡幅改良を早急に実施し安全性の確保を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	長崎市	100,000		100,000	100,000
合計		100,000		100,000	100,000

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条第 1 項 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第 4 3 号議案

辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

桂山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めたいが、この総合整備計画を定めるに当たっては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	桂山辺地
辺地の人口	86人
辺地の面積	1.58km ²

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市西海町

(2) 地域の中心の位置

長崎市西海町125番地4

(3) 辺地度点数

148点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

水道事業

水道施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っていることから、老朽化した設備の整備を行い、施設機能の維持を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	長崎市	12,000		12,000	6,000
合計		12,000		12,000	6,000

第 4 4 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校校舎ほか解体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 227,417,087円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年11月28日まで
- 5 相 手 方 長崎市扇町12番7号
株式会社小山建設
代表取締役 小 山 公 靖

令和7年2月19日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

琴海中学校校舎ほか解体工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

琴海中学校校舎ほか解体工事の概要

1 工 事 場 所 琴海戸根町

2 工 事 内 容

(1) 建築物解体工事 一式

(2) 外構解体工事 一式

3 解体する建物

(1) 構 造

ア 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建

イ 武道場棟 鉄骨造平家建

ウ 給食室棟 鉄骨造平家建

エ 部室棟1 木造平家建

(2) 延べ面積

ア 校舎棟 3,815平方メートル

イ 武道場棟 230平方メートル

ウ 給食室棟 322平方メートル

エ 部室棟1 90平方メートル

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 4 5 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 5 年 7 月 7 日に議会の議決を得て締結した公用車駐車場等建設ほか工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 5 9 9, 8 5 9, 8 0 0 円

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

公用車駐車場等建設ほか工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したこと等に伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 5 年 7 月 7 日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 公用車駐車場等建設ほか工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,521,785,100円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和9年9月30日まで
- 5 相 手 方 西海・森美・大進特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市興善町2番8号

株式会社西海建設

代表取締役 寺 澤 孝 憲

長崎市勝山町26番地9

株式会社森美工務店

代表取締役 安 達 健 蔵

長崎市興善町2番8号

大進建設株式会社

代表取締役 小 松 俊 一

第 4 6 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 4 年 1 2 月 9 日に議会の議決を得て締結し、令和 6 年 1 0 月 2 4 日に専決処分して一部変更した重要文化財旧オルト住宅主屋ほか 2 棟保存修理工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 6 2 4, 2 9 5, 1 0 0 円

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 1 月 2 9 日まで

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

重要文化財旧オルト住宅主屋ほか 2 棟保存修理工事の請負契約については、主屋石壁に係る補修方法において、表面に剥離が生じることが判明したため、補修方法の変更を行う必要が生じたこと等により工事の設計を変更したこと、煙突等の補強方法及び劣化防止方法の検討に時間を要したこと等に伴い、契約の金額及び工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和4年12月9日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 重要文化財旧オルト住宅主屋ほか2棟保存修理工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 480,590,000円(令和6年10月24日に専決処分して500,241,500円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年11月28日まで
- 5 相 手 方 日東・武藤特定建設工事共同企業体
代表者 長崎市飽の浦町9番4号
株式会社日東建設
代表取締役 大 田 光 敏

長崎市浜口町14番10号
武藤建設株式会社
代表取締役 武 藤 剛

第 4 7 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結し、同年 7 月 1 日に議会の議決を得て一部変更し、及び同年 8 月 1 3 日に専決処分して一部変更した西町小学校改築主体工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 9 4 2, 7 9 8, 0 0 0 円

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校改築主体工事の請負契約については、湧水による山留工事の施工方法の変更を行う必要が生じたこと等により工事の設計を変更したことに伴い、契約の金額及び工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和6年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,865,474,600円(令和6年7月1日に議会の議決を得て1,893,966,800円とし、及び同年8月13日に専決処分して1,912,913,200円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相 手 方 森美工務店・長崎土建・長崎大建特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市勝山町26番地9

株式会社森美工務店

代表取締役 安達健蔵

長崎市出島町4番2号

株式会社長崎土建工業所

代表取締役社長 上山信宏

長崎市田中町586番地10

株式会社長崎大建

代表取締役 林田和雄

第 4 8 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結し、同年 5 月 2 2 日に専決処分して一部変更した西町小学校改築管工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校改築管工事の請負契約については、別途施工中の西町小学校改築主体工事に係る作業工程を延長するため、当該契約における西町小学校の機械設備に係る機器取付調整作業等に要する期間を延長する必要が生じたことに伴い、工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和6年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 222,737,900円(令和6年5月22日に専決処分
して227,880,400円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相 手 方 長崎市西山2丁目11番1号
株式会社K I Y O
代表取締役 本 田 一 馬

第 4 9 号議案

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結し、同年 5 月 2 2 日に専決処分して一部変更した西町小学校改築電気工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

4 工 期 議会の議決を得た日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校改築電気工事の請負契約については、別途施工中の西町小学校改築主体工事に係る作業工程を延長するため、当該契約における西町小学校の電気設備に係る機器取付調整作業等に要する期間を延長する必要性が生じたことに伴い、工期を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和6年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 204,888,090円(令和6年5月22日に専決処分
して210,100,000円に変更)
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相 手 方 長崎市柳谷町24番43号
原口電気株式会社
代表取締役 原 口 真 紀

第 5 0 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市障害福祉センター
- 2 指定管理者 長崎市茂里町 2 番 4 1 号
社会福祉法人長崎市社会福祉事業団
理事長 武 田 敏 明
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市障害福祉センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第 5 1 号議案

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡するものとする。

1 譲渡する財産

(1) 土地

所 在	地 番	地 目	面 積
長崎市伊王島 町 1 丁目字仙 崎	甲 3 2 7 5 番 2 2	雑種地	平方メートル 38,510.03
長崎市伊王島 町 1 丁目字多 尾	2 1 0 5 番	原 野	1 5 8. 8 9
同	2 1 2 9 番	雑種地	4, 7 2 3. 7 5
長崎市伊王島 町 1 丁目字網 ノ浦	2 4 9 4 番 口	宅 地	1 4 5. 1 0
同	甲 2 4 9 4 番	同	1 0 9. 1 6
同	甲 2 4 9 6 番 2	山 林	1 1 0. 7 0
合		計	4 3, 7 5 7. 6 3

(2) 建物

所 在	構 造	面 積	備 考
長崎市伊王島 町 1 丁目字仙 崎甲 3 2 7 5 番地 2 2	鉄骨造かわらぶき平家 建	平方メートル 1 3 2. 9 9	店 舗

長崎市伊王島 町1丁目字多 尾2105番 地	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 ぶき平家建	49.60	倉庫
長崎市伊王島 町1丁目字多 尾2129番 地	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	91.12	事務所
同	同	167.06	便所・ シャワ ー室
同	鉄筋コンクリート造ス レートぶき平家建	58.32	研修所
同	同	58.32	同
同	木・鉄筋コンクリート 造スレートぶき平家建	364.50	休憩所
同	同	364.50	同
同	鉄筋コンクリート造コ ンクリート屋根平家建	13.69	機械室
同	木造亜鉛メッキ鋼板ぶ き平家建	9.90	倉庫
長崎市伊王島 町1丁目字網 ノ浦甲249 4番地	鉄筋コンクリート造コ ンクリート屋根平家建	8.12	機械室
同	鉄筋コンクリート造コ ンクリート板ぶき平家 建	14.40	倉庫
長崎市伊王島 町1丁目字網 ノ浦甲249 6番地2	木・鉄筋コンクリート 造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	31.54	同
合	計	1,364.06	

(3) その他 土地に附属する工作物及び建物に附属する設備並びに備品一式

2 譲渡の目的

地域活性化に資する施設の用に供するため

3 譲渡の相手方

長崎市伊王島町1丁目甲3277番地7

株式会社K P G H O T E L & R E S O R T

代表取締役 加藤友康

4 譲渡金額

407,506,000円

5 譲渡時期

売買代金の支払が完了した日又は令和7年4月1日のいずれか遅い日

令和7年2月19日提出

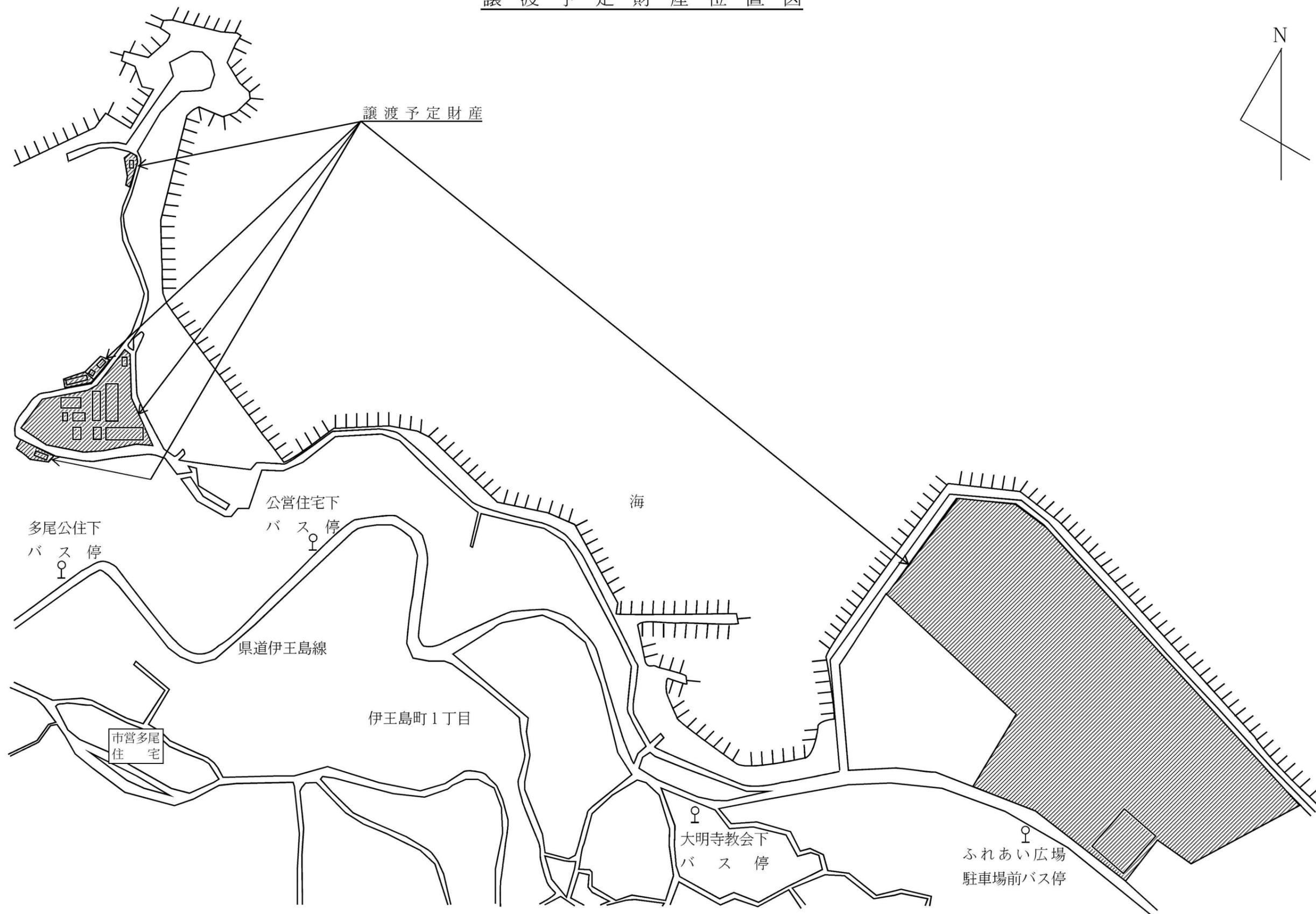
長崎市長 鈴木史朗

理 由

前記のとおり財産を減額して譲渡したいが、この財産の減額譲渡については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参考」

譲渡予定財産位置図



「参 照」

地方自治法

第96条第1項（抜粋） 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

第 5 2 号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
小瀬戸町 1 6 号線	長崎市小瀬戸町	
	長崎市小瀬戸町	
小瀬戸町 1 7 号線	長崎市小瀬戸町	
	長崎市小瀬戸町	
平瀬町 5 号線	長崎市平瀬町	
	長崎市平瀬町	
深堀町 9 9 号線	長崎市深堀町 1 丁目	
	長崎市深堀町 1 丁目	
琴海戸根町 4 5 号線	長崎市琴海戸根町	
	長崎市琴海戸根町	

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

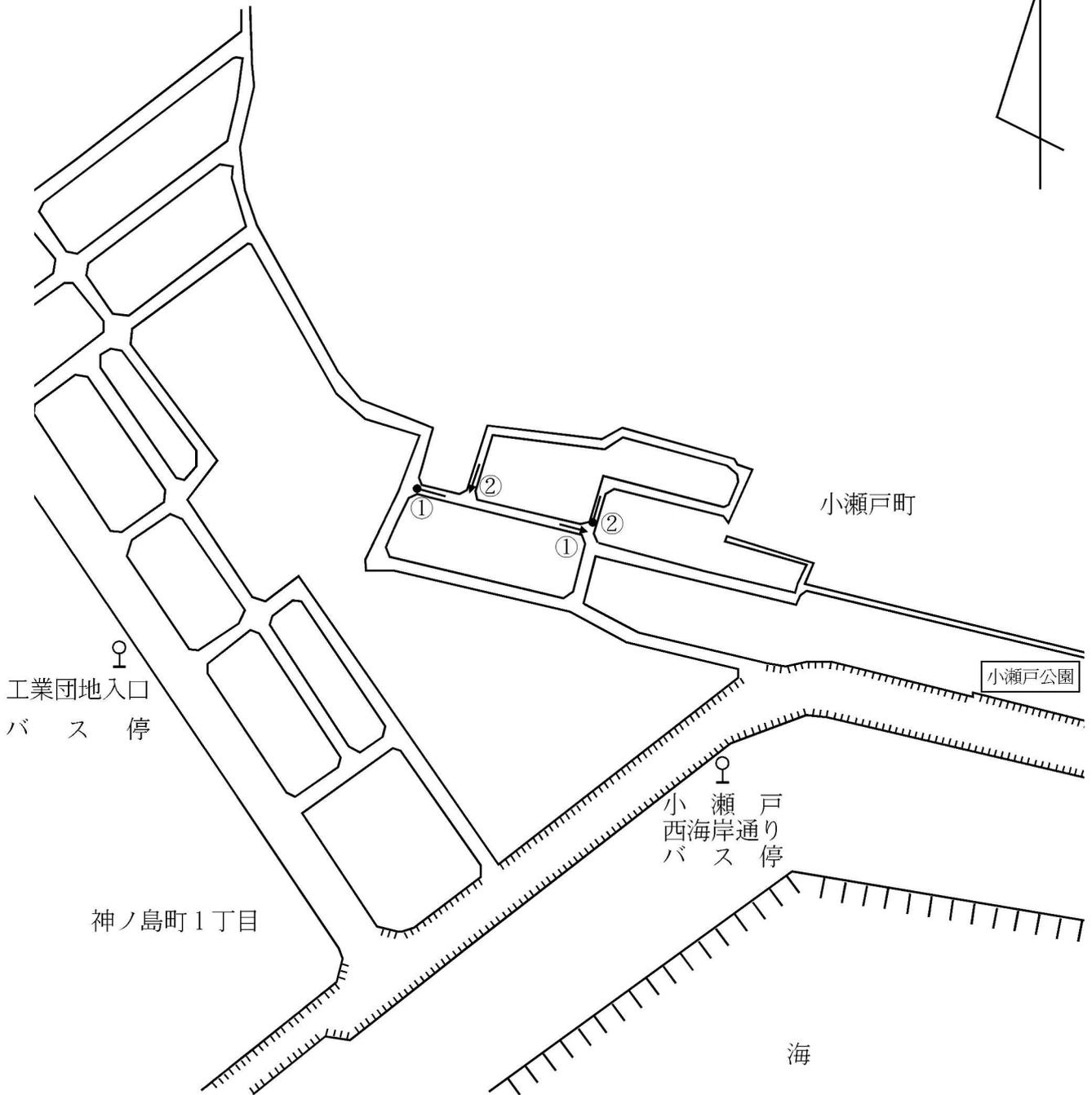
理 由

道路の帰属等に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

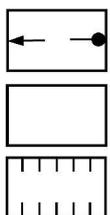
「参考」

市道路線認定図

(1)
N



凡例



認定路線
既認定路線
国道等

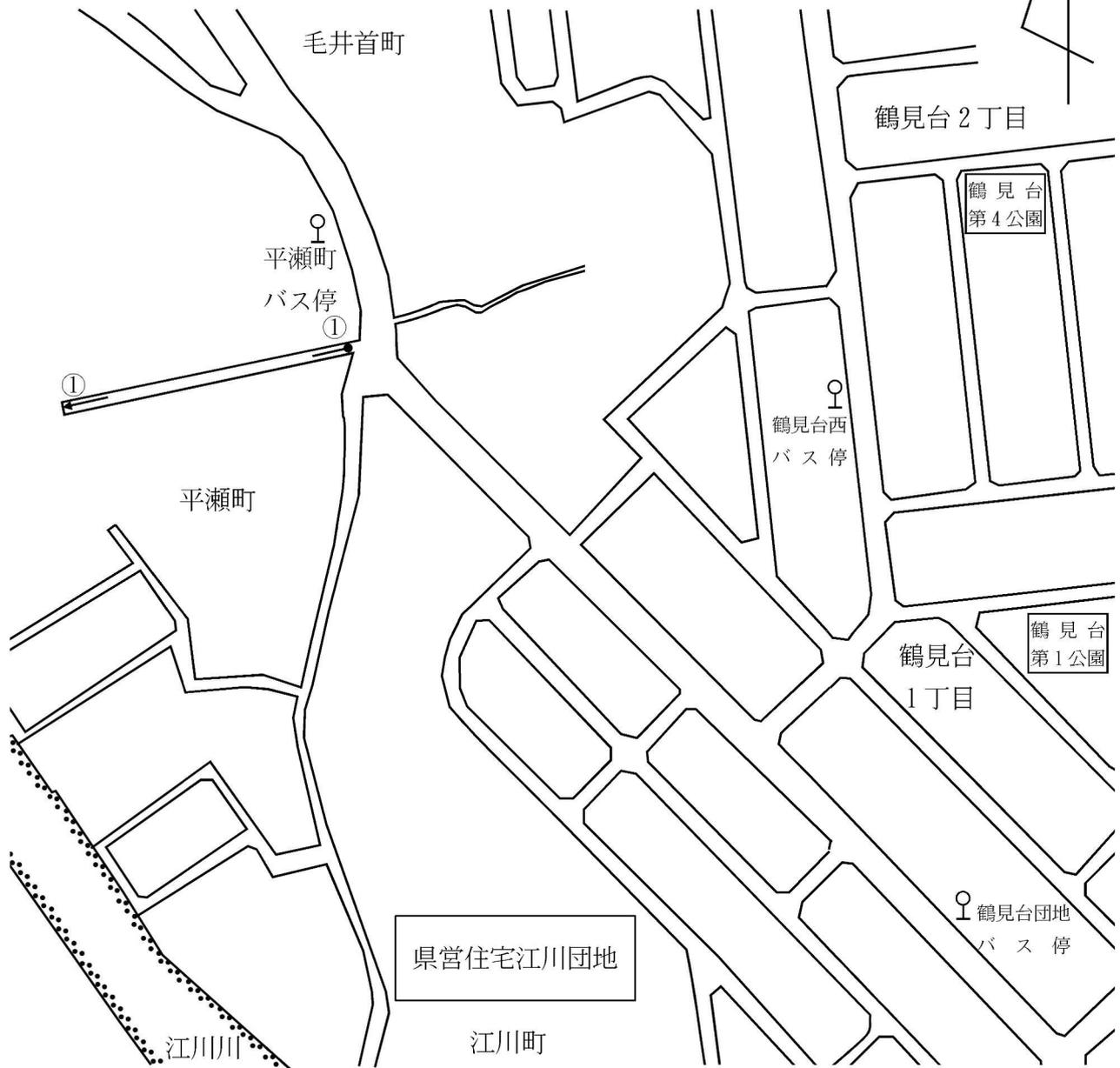
路線名対照

番号	路線名	備考
①	小瀬戸町16号線	認定
②	小瀬戸町17号線	認定

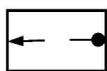
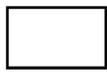
「参考」

市道路線認定図

(2)
N



凡 例

-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線
-  河 川 等

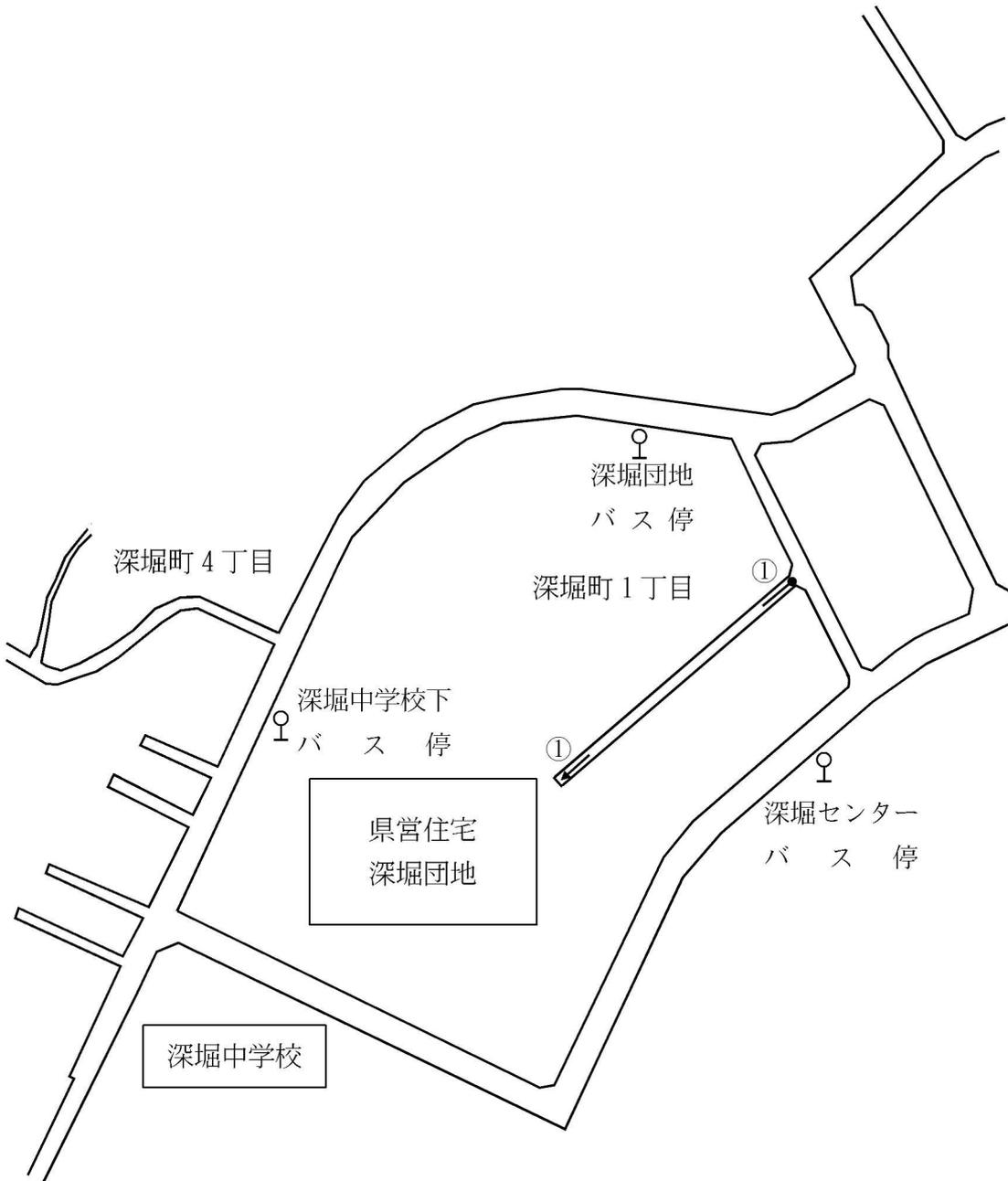
路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	平瀬町5号線	認 定

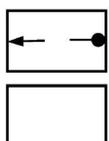
「参考」

市道路線認定図

(3)
N



凡 例



認定路線

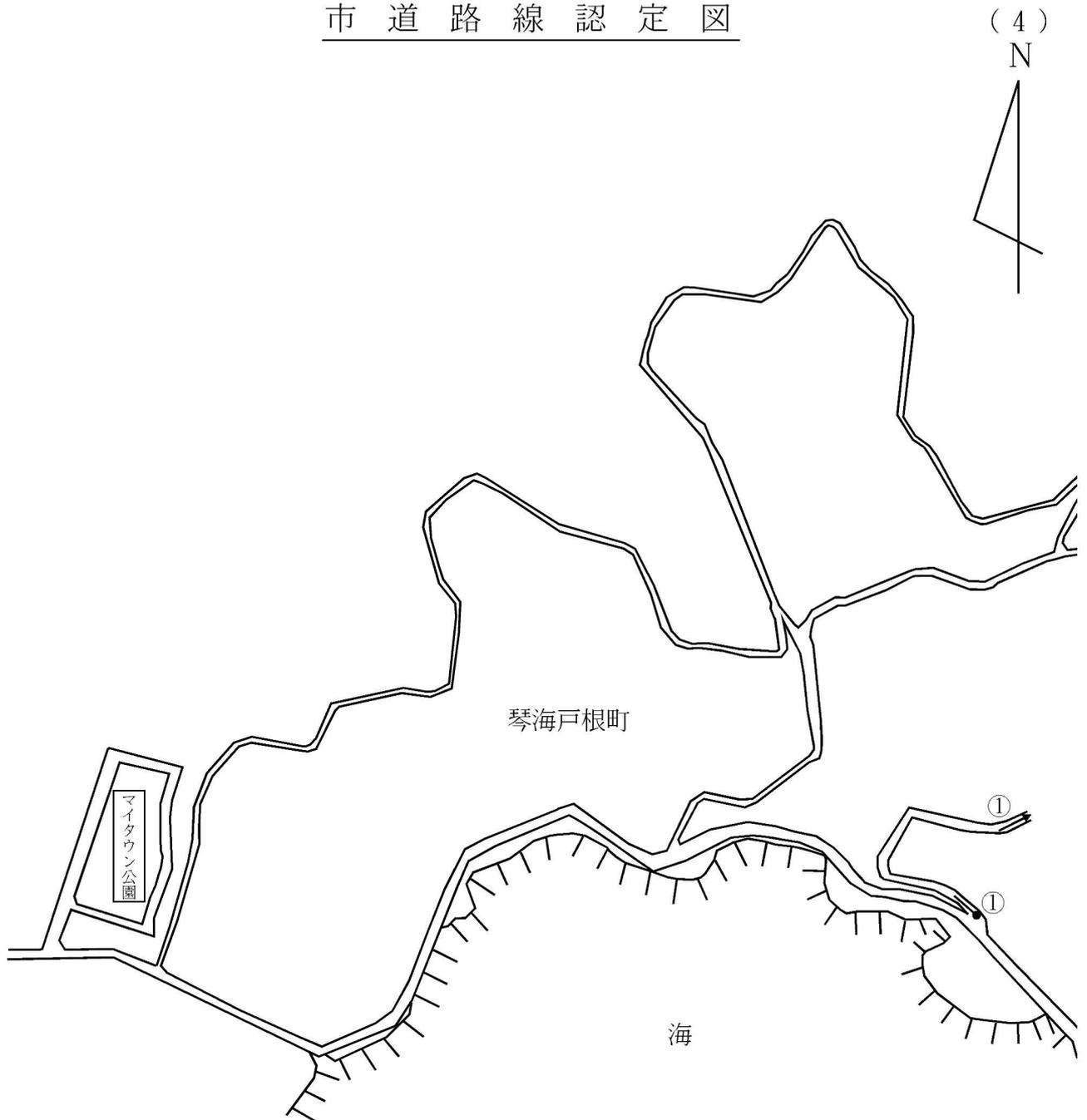
既認定路線

路線名対照

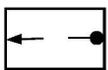
番号	路線名	備考
①	深堀町99号線	認定

「参 考」

市 道 路 線 認 定 図



凡 例



認 定 路 線



既 認 定 路 線

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	琴海戸根町45号線	認 定

「参 照」

道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。



長 監 第 5 0 号

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

長崎市長 鈴木 史 朗 様

長崎市監査委員 小 田 徹
同 三 谷 利 博
同 吉 原 孝 
同 山 本 信 幸

令和 7 年度包括外部監査契約締結に関する意見について

地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項に基づき、令和 6 年 1 1 月 5 日付け
長監第 4 6 号で意見を求められた令和 7 年度包括外部監査契約締結に係る
次の事項については、同意します。

- 1 契約の相手方 住所 

氏名 宮 本 篤
資格 弁護士
- 2 契約の始期 令和 7 年 4 月 1 日

「参 照」

地方自治法

第 2 5 2 条の 2 8 第 1 項（抜粋） 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項（抜粋） 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

第 2 5 2 条の 3 6 第 4 項 第 1 項又は第 2 項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第 1 項各号に掲げる普通地方公共団体及び第 2 項の条例を定めた第 1 項第 2 号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

第 2 5 2 条の 3 6 第 7 項 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

地方自治法施行令

第 1 7 4 条の 4 9 の 2 6 地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項第 2 号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

第 5 4 号議案

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

氏名 永 尾 春 文

住所

氏名 山 崎 猛

住所

令和 7 年 3 月 1 3 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

市議会議員のうちから選任している監査委員 山本信幸氏及び吉原孝氏が本年 3 月 3 1 日をもって退職するため、その後任の監査委員を選任したいが、永尾春文氏及び山崎猛氏を適任者と認め選任したいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を得るため、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第195条第2項 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市及び町村にあっては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

第196条第6項 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあっては2人又は1人、その他の市及び町村にあっては1人とする。

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方自治法施行令

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

長崎市監査委員条例

第 2 条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2 人とする。

「参 照」

人権擁護委員法

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。